

令和元年度第4回隠岐の島町農業委員会総会議事録

令和元年7月29日（月）午後1時30分から午後2時30分まで、隠岐の島町役場2階第1会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	井澤 健	2番	齋藤 律子	3番	佐々木 眞憲	4番	谷川 トシ子	5番	藤野 裕之	6番	村上 淳一
7番	村上 義成	8番	八幡 幸春								

2. 欠席委員

1番	井澤 健	8番	八幡 幸春
----	------	----	-------

3. 事務局出席者

事務局 藤川 芳人 茶山 宏 齋藤 恭平 池田 光寿
オブザーバー 西尾 直人（しまね農業振興公社）

4. 提出議案

1. 委員着席
2. 開会宣告 委員 8名中 6名出席
3. 会長あいさつ
4. 議事録署名委員の指名（5番 藤野 裕之 委員）（6番 村上 淳一 委員）
5. 会期決定 令和元年7月29日 本日限り
6. 議題1号 非農地証明願いについて (1件)
7. 議題2号 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)
8. 議題3号 農地利用集積計画の決定について (2件)
9. 議題4号 農地法施行規則第17条第2項の変更について (1件)
10. その他 (46件)
11. 閉会宣言

5. 議事内容

事務局： 只今から令和元年度第4回隠岐の島町農業委員会総会を開催いたします。

日程2の開会宣言ですが、本日は8名中6名の出席となっておりますので、この会は成立となります。

続きまして、日程3の会長挨拶をお願いします。

議長： 本日はお忙しい中を出席いただきありがとうございます。

今年の天候は梅雨明けが例年より遅く、昨年と打って変わって低温や日照不足が心配されていましたが、

このところは高温となり、これから出穂期を迎える水稲が順調に生育することを期待したいものです。

さて、先月6月28日に農業会議の通常総会及び会長・事務局長研修会があり、事務局と出席しました。

総会は平成30年度の事業報告及び収支決算の案件であり、特に問題はありませんでした。続いて開かれた

会長・事務局長研修会では、非農地証明について話し合われました。証明のあり方について、県下の各農業委員会

が報告しあい、検討したところ、過去に非農地証明を行った委員会が11、行ったことがない自治体は7という状況でした。

この非農地証明については法務局との関係から、一度に多くの案件を提出すると、登記官の現地確認等で問題が

発生するようです。我が委員会においても、これから行っていく農地パトロールを踏まえ、1件1件取り組まなければならない

と思うところです。

それから、7月10日に開催されました常設審議会では、我が農業委員会で6月に承認しました農地転用の案件について提案され、

特に質問もなく承認されました。

本日の議案につきましてはご案内の通りですので十分にご審議いただきますよう、

お願い申し上げ簡単ですが、挨拶に代えさせていただきます。

本日の議事録署名は5番の藤野委員、6番の村上委員にお願いしたいと思います。

会期につきましては本日限りということでお願いいたします。

続いて日程6、議第1号「非農地証明願いについて」1件ありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 : <議第1号について説明>

議長 : 只今の案件について、何か質問等はありませんか。

全委員 : <質問、意見なし>

議長 : それでは只今の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 : 全員挙手<全委員賛成>

議長 : 続いて日程7、議第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件ありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 : <議第2号について説明>

全委員 : <質問、意見なし>

議長 : それでは只今の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 : 全員挙手<全委員賛成>

議長 : 続いて日程8、議第3号「農地利用集積計画の決定について」2件ありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 : <議第3号について説明>

議長 : 只今の案件について、何か質問等はありませんか。

全委員 : <質問、意見なし>

議長 : それでは只今の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 : 全員挙手<全委員賛成>

議長 : 続いて日程9、議第4号「農地法施行規則第17条第2項の変更について」1件ありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 : <議第4号について説明>

議長 : 只今の案件について、何か質問等はありませんか。

委員 : 農地付き空き家を認定する条件について、農地が耕作可能と判断される範囲内にあるものとされていますが、空き家に隣接する農地で良いのではないかと思います。距離が遠くなるものについては、その地域の方と利用権を結ぶべきではないでしょうか。

事務局： 具体的な距離については事務局内で話し合っていますが、確かに隣接している農地であることが望ましいと思います。

委員： 30aに満たなくても大きい面積の農地、例えば20aや25aの農地などは、耕作するのが大変なのではないでしょうか。許可条件に取得する者かその世帯員が耕作することを記載していますが、ある程度の面積からは利用権を結ぶことでも可能にするべきではないでしょうか。

事務局： 検討しておきます。

委員： 3条の許可条件の中に、最低でも1年は耕作することとありますが、このようなことを記載していると、転用などを誘発しかねないのではないかと思います。このことは記載から外すべきではないかと思います。

事務局： 元々は取得農地の転用を防ぐために記載をしていましたが、言われてみればその通りかと思えます。このことは条件から外しておきます。

委員： 対象となる農地は、隠岐の島町空き家バンクに登録のある農地だけとのことですが、企業等が空き家を取り扱う場合も考えられます。そういった空き家については、企業等からの情報提供の周知を行っておくと後々トラブルにならずに済むのではないのでしょうか。

事務局： 空き家バンクを取り扱う課にも連絡し、周知をお願いしておきます。

議長： その他、何か質問等はございませんか。

全委員： <質問、意見なし>

議長： それでは只今の案件につきましては、本日出た意見を事務局がまとめて、改めて議案として提出することになります。事務局には、空き家バンクを管理する課との情報共有等もお願いしたいと思います。

議長： 議案については以上となりますが、他になにかありますか。

事務局： 今月分の農地機構だよりが来ています。また、お目通しをお願いします。

加えて、別件となりますが、先月の総会でお話ししていた市町村農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会について、本日を出欠の回答締め切りとさせていただいておりました。つきましては、この後皆さんに出欠の意思確認を行わせていただきます。なお、出席をされる委員の方に対しては、後日日程表等をご送付させていただきますので、よろしく申し上げます。

最後に、県女性農業委員・推進委員協議会の視察が9月11日から12日にかけて行われることとなりました。

県農業会議と話し合いながら、当日の日程などを調整していきます。以上です。

議 長 : その他、何かありますか。

無いようですので、以上で本日の総会を終了します。どうもありがとうございました。

(以下余白)

以上の通り会議の次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年7月29日 (総会閉会 14時30分)

隠岐の島町農業委員会会長

隠岐の島町農業委員会委員

隠岐の島町農業委員会委員
